

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和6年3月13日（水） 午前10時00分～午前11時09分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 6番 今原ゆかり、
9番 長谷川広昌、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
議長（4番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 14番 黒川 美克、
一般4名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、
福祉部長、介護障がいGL、
こども未来部長、こども育成GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案7件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名については、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 1点ございます。

3月22日の本会議におきまして、去る3月5日の総括質疑における発言の訂正をお願いしたいと考えております。

訂正の内容でございますが、総括質疑におきまして、3番議員の議案第12号に関する質疑におきまして、総合政策グループリーダーが、「所要の法整備」という答弁をいたしました。が、所要の法整備ではなく、「所要の改正」に訂正をお願いしたいと考えておりますのでよろしく願います。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 2点お伺いしたいと思います。

今回の改正後における議員報酬が県内の自治体における順位というか金額、全自治体、市だけでも結構ですので、その中で上がった場合でも何自治体中何自治体目なのか、高浜市が当たるのかってということが一つの質問です。

2つ目の質問としては、我々議員が報酬審の答申とかは頂いておりますが、今回は行政側からの議案の提案ということで、高浜市の行政側の今回上げる理由についてお聞かせください。

答（秘書人事） まず1点目でございます。県内で比較すると何番目の報酬になるのかという御質問をいただきました。

令和5年4月1日現在の状況でございますが、議長、副議長及び議員は、名古屋市を除く県内37市中、37位と最も低い報酬となっている状況でございます。改正後では議長は37位、副議長も37位、議員は36位となる予定でございます。

ただ、他市も変更になる場合がありますので、あくまでも4月1日現在。議員報酬は令和5年4月30日に改正されてますのでその後の状況でございますが、今後変更になる場合もあるのでよろしく願いいたします。

あと議員の報酬条例をなぜ市長側かということでございますが、議会のほうで議員提案をしていただいても結構でございますが、報酬審を受けまして市長当局側から今回議案を上程させていただいたものでございます。

問（13） 当局としては、報酬審の理由のとおりということではよろしかったんでしょうかということが1点目と。それからもう1点としては、今回、各自治体が議員報酬の変更をされるんですけど、多分まだ皆さんどこも議会中なので決定はされておられません、予定としては、議員報酬としては、ほかの自治体が提案されているのが可決された場合、先ほど37位、最下位から36位になるってことだったんですけど、議員、各議長等、全部可決された場合、何位になる予定なのか、分かる範囲でお答えください。

答（秘書人事） 報酬審の答申を受けまして、議員の報酬について当局側から上程をさせていただいたところでございますが、報酬審の役割としては、議員の報酬につきましては議会自ら条例を議決すれば決定されることとなります。特別職の給料も含め、これらの決定に当たっては、住民の十分な理解と納得が必要であるため、議決に先立ち、第三者の意見を聞くことによって、より一層の公正を期すべきものと考えてございます。そのため報酬審を開催させていただきまして、委員の意見を聞き、それを尊重して、今回、議員の報酬の改定を上程させていただいた

ものでございます。

改正された後の順位でございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、議長、副議長は37位、議員は37位から36位になる予定でございます。

各市の改正はまだ分かりません。

問（13） 各市の改正状況は全然まだ把握されていないってことなんでしょうか。多分、今後把握に努められると思うので、そのあたりがいつぐらいに分かるのかっていうことと。

あと、先ほど報酬審のほうの答申を尊重されるっていうことなんで、報酬審の答申イコール、全てイコールっていうことで理解しますが、違う部分があればお聞かせください。

答（秘書人事） 議員の報酬につきましては、答申の頂いた金額をそのまま上程しているところでございます。

あと各市の報酬審を受けて報酬を改定する議決ですが、ほぼこの同じ3月議会というふうで思っております。

その開催状況を含めてまだちょっとこちらのほうでは把握はできておりませんので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する
条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) それでは、議案第12号、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について少しお尋ねいたします。

総括質疑で私ども市政クラブの同僚議員が質問しておりますが、確認の意味も込めまして、少しお尋ねいたします。

高浜市南部ふれあいプラザは、設立当初から地域の人々、市民が気軽に集まれる、集える場所として喫茶スペースというものが設けられておりました。これまでは南部まちづくり協議会の事業の一部としてその場所を運営されていたとっておりますが、令和6年度から南部まち協さんが事業の精査、そして見直しを含め考えられたところ、今回、喫茶スペースは公募をして運営者を募集することになり、使用料を徴収するというふうになったことがありまして、今回、この条例を改正して使用料を設定するというふうに理解しておりますが、それでよかったですでしょうかということと。

運営事業者の公募、また選定、契約というのは、南部まち協さんがするのであって、市が直接関わることはないというふうに理解しておりますが、それでよろしかったでしょうか。

答(総合政策) 今回、この条例改正を上程させていただいて、その使用料を取るというようになる経緯でございますが、こちらにつきましては先ほど議員の質問の中でおっしゃるとおりでございます。

続きまして選定や契約という部分でございますが、選定の部分につきましては、指定管理者のほうが公募を行っていて事業者を選ぶというような形で進めていくこととなります。

問(13) 今の橋本委員の質問で、当局はそのとおりですってということは、今の南部ふれあいプラザの一部を南部まち協が行っていたってこと

になると思うんですけど、コミュニティプラザの設管条例上はそこは入ってないんですよ、まち協さんの施設として。何でそれができるのかっていうこと、これちょっと全然分からないんですけど。

その喫茶が今どういう契約になってるのか教えていただけますか。

答（総合政策） 設管条例の中では、障害者の自立支援に関する事業を行うというような、たしか文言があったかなあとと思いますが、そういったような目的に基づいて、障害者の自立支援の事業の一環としてやっているという。これまでも答弁で申し上げてきましたが、構成団体の一つの団体であるところが担っていただいているというようなところでございます。

喫茶の契約等については、まちづくり協議会の事業としてやっておりますので契約等は行っていないというところでございます。

答（企画部） 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザで行う事業につきましては、規則で定めておりまして、そのうちのひとつとして、障害者の就労支援事業その他障害者の自立支援に関する事業ということが規定されております。

問（13） いや、そういうことではなくて、自立支援とか障害者の支援とかそれは全然いいんですよ、やっていただくのは。

そうじゃなくてコミュニティプラザの条例上は、南部第1のふれあいプラザについては談話室のみなんですよね、設管条例は。なので、なぜここが今までまち協としてやってこれたのかっていうのが意味が分からないので。私は別で契約はあるのかなと思ったけど、今の御答弁でいくとないっていうことでよろしかったでしょうか。いわゆる今やってるのはNPO法人のりのりフットワークさんだと思うんですけど。市とのりのりフットワークさんとは直接契約はないっていう理解でよろしかったでしょうか。

答（総合政策） 喫茶運営につきましては、指定管理の公募の中で、1階部分については喫茶レストランとして運営をしていただきたいというような形で指定管理者の募集を行って、そのとおりに運営をいただいているというところになります。

また、のりのりフットワークと市との契約はございません。

問（13） 今、橋本委員の御質問で、結局、今回はNPOのまちづくり協議会さん、いわゆる指定管理者さんが募集を行うんですよね、公募を行うんですよね。公募を行うんですけど、これってどの法令に基づいて公募が行われるのか。それから、どの法令に基づいてこの使用料手数料条例が、先ほど改正って言われましたけど、改正できるのかが理解できないのでお願いします。

答（総合政策） どの法令に基づいてというところでございますが、ちょっと趣旨が分からないんですが、今回、公募して使用料を取るというような形に切替えていくに当たって、使用料手数料条例に設定をする必要が出てきたというところで、今回条例改正をさせていただいているというところでございます。

問（13） 今回、私はこれ公共施設の目的外使用しか設定できないと思ってたんですね。なので、何でこれが法令上できるのかっていう根拠が全然分からなくて。

使用料手数料条例に載せるってことなんですけど、使用料手数料条例っていうのは、いわゆる市民誰もが使用料手数料条例に載ってるお金を払えばそこを利用できるってことになるので、これ使用料手数料条例の条例に基づいた、それが私は設定だと思うので、なぜそれができるのかっていうのが理解できないので、なぜこれ公共施設の目的外使用にしなかったのかというのがよく分からないので、そこを教えていただきたいんですけど。

答（総合政策） 今回、先ほど企画部長のほうから答弁いたしました規則の中で、障害者の自立支援の事業というところがございます。

そういった趣旨に沿って、目的に沿った利用となっておりますので、目的外使用というような理解はこちらではしてございません。

問（13） ということは目的に基づいた事業を南部のまち協の中でやるということになるんですよね。

それならそれで、そうなると、のりのりさんは国保連から利用者さん1人につき幾らっていうことでお金のほうが入ってくると思うんですけ

ど、それはだったら南部のまち協の歳入として入れないといけないんですけど、それは入ってるんでしょうか。

答（総合政策） 今質問にあったような収入については入っておりません。

問（13） ではちょっと質問の趣旨を変えるんですけど、指定管理者さんが公募をしてできる。それはどういった法令に基づいて指定管理者さんが公募をかけてできるのか分からないのでその部分教えてください。

答（総合政策） 今回、指定管理の要領の中でも、全部は駄目ですけども、一部を運営を再委託みたいな形ですることは可能であるというようなことは記載がございます。

そういったことに基づいて、指定管理者さんがそこを担ってもらう団体を公募するというような形にしております。

答（企画部） 再委託というよりはその事業の運営をお願いするということですので、運営をお願いされたところは収入として持つていくと。私どもとしては、規則の規定によりまして、障害者の就労支援を行う業務をまち協さんが行っていただくことを前提として、その業務を外出しでどこかの団体が行っていただくということを考えております。

問（13） 南部のまち協さんの登記を見ますと、就労移行支援B型ができるということは書かれていないんですけど、なぜそれができるのでしょうか。

答（企画部） まち協さんが就労支援事業を行うというものではなくて、それを外出しして、別の団体にその就労の事業を行っていただくというものであります。

問（13） そうなると先ほどの企画部長の答弁に矛盾があるんですけど、どうなんですか。

先ほどリーダーは委託をするって言ったんだけど、部長は委託ではないって言われて、だけど今の答弁だと別の団体にやっていただくんだということを言ってるので、全然意味が分からないんですけどどういう形にされるんでしょう。

答（企画部） 委託みたいなということで委託ではないです。外出しと

して事業を出すということでもあります。

問（13） 委託のような委託ではないって全然分かんないんですけど、これどの法令に基づいた形になるのか全然分かりませんので教えてください。

答（企画部） 指定管理者として指定しておりますので、指定管理者がその事業を行っていくということで市のほうをお願いするというものではありません。

問（13） 指定管理者が独自事業をやるのは全然いいんですけど、その場合、なぜこれ設管条例が今回改正が出てきているのか。使用料手数料条例、何でこれが出てきているのか分からないんですけど全然分からないので教えてください。

答（企画部） 今回、利用料金制の中で使用料を取ることになりますと、市のほうで使用料条例で、この金額で上限を定めないと利用料金として取れないということでもありますので、今回は貸館という形をとって使用料金を取るということを想定しております。

問（13） 今のずっとお話聞いていると、どの法令で今の形ができるのかってというのは、今お答えされていないと思うんですよね。であれば答えたいと思います。

本当にまち協さんが公募できる根拠も私は分かりませんし、それから使用料手数料条例がどの法令に基づいて今回の設定ができてなのか全く分かりません。法令上、何に基づいてできてなのかということをお説明いただきたいと思うんですけど、今のお話だと説明ができないということではいいでしょうか。

答（企画部） 指定管理者に関する法令、条例、規則等に従って行っていくものと考えております。

問（13） ちょっと違う側面からお聞きするんですけど、これのりのりフットワークさんが現在入っているんですけど、のりのりフットワークさんの登記を見ると、この今の南部のまち協さんになっているんですね、いわゆる公共施設になっているんですよ。それはどうなんですか。

答（総合政策） 定款のほうとかを見ても言われるようになっておりま

すが、そこら辺は過去にどのような取扱いをしているのかは当時の書類が確認できないため不明でございますが、のりのりフットワークの会社さんにつきましては、隣接する土地のほうに作業所のほうも建築をされ、そちらに定款に定める事務所の所在地のほうを移されるとお聞きをしております。

問（13） のりのりフットワークさんが隣接する土地に今建てられたってことなんですけど、今回載ってるのが、喫茶レストランとパン工房ってことになってるんですけど、これ以外にもう1個建物がありますよね。それはどこの所有の建物なんでしょうか。この南部のふれあいプラザの敷地内にある建物なんですけど。

答（総合政策） パン工房の隣に作業スペースとしてありますのは、平成20年ぐらいですかね、ハード整備事業交付金というものを活用して南部まちづくり協議会さんが建設された作業スペースがございます。

問（13） 南部まちづくり協議会さんがそこを建てたのはいいんですけど、そこって設管条例に載ってなくて、南部まちづくり協議会さんが建てるのはいいんですけど、その部分に関しても契約上、利用の委託をされてるってことなんでしょうか。これに関しては、コミュニティプラザの設管条例にも載ってませんので、これ誰が、南部のまち協さんが建てたんですよね、建てるのはいいんですけど、どういう契約で建てられたのか。それから、今そこはどういう利用方法になってるんでしょうか。設管条例にも載ってないし、何をされてるところなんでしょうか。

答（総合政策） 市の建物ではございませんので、設管条例には載ってはないかなと思っております。

契約というか、当時そういったものを建設するという協議を行ってそこに建築されたと理解しております。

問（13） そこに関しては使用料とかは市は取っていないし、契約も全くないということでしょうか。

答（総合政策） 市の所有物ではありませんので建物についての使用料っていうものは発生をしないものと思っております。

問（13） 今の答弁でいくと南部のまち協さんが建てたけど、市としては何も知らんよみたいな感じになっちゃって、契約としては非常にまずいですし、今回この設管条例の改正にも載っていないということで、その部分は何で載っていないのか、誰が使ってるのか、どうしてるのか全く分からないんですけど。教えてください。

答（総合政策） 今質問で言われている建物ですが、南部まちづくり協議会が障害者の自立支援のための活動を行う場として整備をして建てた。市はそれについて協議を行って許可をしたというところでございます。

問（13） ちょっと1個質問戻るんですけど、のりのりさんが公共施設に登記をしてるっていうことは、これ法人をそこで設立させる許可をされてるんでしょうか、市は。

答（総合政策） 先ほども少しお話しさせていただきましたが、過去にどのような取扱い、許可とかしているかがちょっと当時の書類が確認できないため、少しそこら辺の経緯は分からないところでございます。

問（13） 経緯は分からなくても現在も許可もしていないということでもよろしいんですよね。

答（総合政策） 許可をしているかどうか分からないというところでございます。

問（13） 先ほどの企画部長の答弁で、ちょっと全然よく分からない委託のような委託ではないとか指定管理者がやってる、いわゆる指定管理者の事業として、のりのりフットワークをやっているという理解になると。違うんですか。全然さっきの答弁で私分かんないんですけど、委託なのか、そこがどう事業者がやってるのか、どっちになるんですかね。

答（企画部） 先ほど申し上げたとおり委託ではありません。外出しでその業務を依頼をかけていくというものでございます。

問（13） 指定管理者が、これ今設管条例では、ここの喫茶については指定管理の設管条例を見ると、指定管理の範囲ではないのかなと思うと、なぜそこが外出しでできるのかっていうのが全然意味が分からないので、その部分に関してお答えいただいていたいいですか。

答（企画部） 指定管理者に管理お願いしているのは施設全体でありま

す。

先ほどお話がありました談話室につきましては、市長の許可ができる施設ということで貸館業務については、談話室として行っているというものであります。

問（13） そうなると、ますますすごく全体を指定管理するのに、その指定管理者が就労移行のB型が登記上できるわけないのに外出しでやるっていうのは全然分からないんですけど。本当にこれ法令上全く分からないので、どの法令上、どうなってるかっていうのを本当整理していただけたらなと思います。

それから、例えば今回、地域交流施設、これ1か月、たかはまスポーツクラブってことで3万1,730円なんですけど、こちらの使用料はどういうふうに根拠をされているのか。

それから、美術館の中にレストランがあると思うんですよね。そこもどういう根拠になっているか、積算根拠を教えてください。なぜ、それを聞くかというのと、この金額が妥当なのかどうかっていうのを私たちはきちんと判断しなきゃいけませんので教えてください。

答（企画部） まず、地域交流施設につきましては今回の改正の対象ではありません。ほかの施設について、どういった算定基礎があるかということではありますが、これについては資料持ち合わせておりませんので分からないというところがあります。

問（13） 地域交流施設のたかはまスポーツクラブが占有して利用しているところって事務所の一部なんですよね。すごく狭いんですよね。1か月が3万1,730円なんだけど、高浜市の南部ふれあいプラザの喫茶レストラン、非常にここ厨房もあって多くの方が食事をしたり、喫茶として使ったりできる箇所、そこが5万4,830円ということ、あまりにもちょっと平米的にもどうなのかなっていうところがございますので、地域交流施設の使用料の積算、それから美術館の中のレストランの使用料の積算及び全てにおいての面積について、後で結構ですので教えていただきたいのと。

あと先日、部屋の利用料についてと土地の面積について、ちょっと早

口でよく聞き取れませんでしたので、その部分についても確認したいと思っておりますのでお願いします。

答（総合政策） 今回、喫茶部分の床面積でございますが、127.53平米というような形で計算しております。パン工房棟の床面積については71.28平米となっております。

土地につきましては、全体で754.64平米でございますが、計算に当たってはパン工房棟と喫茶部分の床面積の部分だけというような形になっております。

問（13） ちょっとよく分からなかったんですけど、今回は部屋の面積だけで使用料を積算されたということでしょうか。

答（総合政策） 今回の使用料につきましては、土地、建物それぞれの単位面積当たりの評価額に100分の4という率を掛けて、1か月当たりのものなので、それを12で割りましてというような形の算定でしております。

問（13） 総括質疑だと、それに割る2っていう数があったと思うんですけど違いますかね。その割る2っていう数があったと思うので、その確認と。この割る2はどうして割る2になるのか教えてください。

答（総合政策） 割る2というのも入ってございます。割る2とした理由でございますが、2階建てでございますので2階のほうは使いませんので、1階部分だけですので割る2というような形で計算式に入れさせていただきました。

問（13） 厨房機器等の使用料については、どうなっているのでしょうか。

答（総合政策） 厨房機器等は、この使用料算定の中には入ってございません。

問（13） 最後にお聞きします。先ほど企画部長が、指定管理者が外出しして使用料を今後、指定管理者がもらうことになるんですね。

それが、どの法令に基づいてできるかっていうのは、今お答えはできないということでしょうか。お答えできるのであれば、そこ一番重要です。お答えください。

答（企画部） 先ほども申し上げましたが、指定管理者の業務に係る法令ということで御理解いただければと思います。

問（13） 指定管理者に係る業務の法令ってというのがよく分からないんですけど。これ就労移行支援B型ですけど、いわゆる事業ですからね、就労移行支援っていうのは。なので、ほかのいろんな営利で事業されてるところと一緒に扱いになるんですけど。なので、別にチャレンジドはやればいいと思うんですけど、この就労移行がB型をやりますっていうふうにまち協さんのほうも書いてないので意味が分からないので、もし私が納得できる説明ができるようでしたら教えていただきたいと思います。

答（企画部） 先ほど来申し上げているとおり、南部まちづくり協議会がB型の就労支援事業を行うわけではなくて、就労支援に係る事業を行うために外出しで規則に定める事業を行っていただけたところを、お願いしていくというものであります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 今回の会計年度任用職員の改正に伴って、現在はフルタイムはいらっしゃらない、全てパートタイムの会計年度任用職員さんということでよろしかったでしょうか。

答（秘書人事） 現在、フルタイム会計年度任用職員はおりません。

問（13） 現在、フルタイムでない会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給対象の方ってというのは、どういった規定が設けられているか教えてください。

答（秘書人事） 期末勤勉手当ということで、この条例を御可決いただきましたら、来年度の当初予算ベースで182人、会計年度、パートタイム職員を雇用する予定でおりますが、そのうち110人が対象となる予定でございます。

問（13） 結局その182人ですけど、百何人が今回のこの支給対象になるってことなんですけど、その支給対象となる条件について教えてください。

答（秘書人事） 勤勉手当の支給対象者でございますが、週の勤務時間が15時間30分以上かつ任用期間が6か月以上でございます。

問（13） 高浜市における会計年度任用職員のお仕事をしていただくに当たって、やはり特に幼稚園とか保育園で担任を会計年度でやる場合ってというのが、フルタイムでないとなかなか仕事の難しい場合とかあるんですけど、そういったところの配慮とか、あとやはりフルタイムで働きたいっていう方も中には見えるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどのように雇用されてるんでしょうか。

答（秘書人事） 会計年度でございますが、一会計年度に正職の業務を補完する形で採用をしているところでございます。

幼稚園教諭職、保育職も同様でございますが、もし正職で足りない場合は、任期付職員とかそういったような形で採用しているところでございます。

問（13） 任期付は任期付でいいんですけど、例えば幼稚園、保育園じゃなくても、パートタイムってというのはフルタイムより1分でも短いともうパートタイムになっちゃうんですよね、条例とか法令上でいくと。となると、やはり7時間半でぎりぎりパートタイムにされてる方とかはお見えにならないのかなと思うんですけど、7時間半勤務の方は、そういう採用はないのかってということと。

それから、会計年度さんのほうから、やはりフルタイムにしてほしい

とかそういったようなお話とかはないんでしょうか。

答（秘書人事） 勤務時間に関しましては、7時間30分、15分だけっていうのが何人いるか、ちょっと今人数では把握できておりませんが、7時間15分以上はいるようなところでございます。

そこら辺についての希望、フルタイムの希望ということでございますが、いろんな様々な働き方がございますので、フルタイムを希望するというよりも子育てが終わった方が再度、社会へ入って就職したいという方の受皿が会計年度任用職員というところもございます。

採用の年代を見ますと、40代、50代というのが最も多い年代でございますので、そういった受皿になっているかと思っております。

問（13） 受皿はいいんですけど、やはり40代、50代、例えばご家庭を持ってるとお子さんが大学生とかそれぐらいで一番お金が要るときとかになるんですよね。そういったときに、やはり私フルタイムでちゃんと働きたいですとか、いろんなお話がないのかなと思うんですけど、今までそういう話があっても、ちょっとうちはフルタイムやらないのでパートタイムのみですとか、そういうふうにされてきたことがあるのかどうか、そのあたり確認したいなと思うんですけど。

例えば、さっき7時間15分の人がいるんじゃないかなというお話があったので、そのあたりフルタイムでっていう方は見えなかったのかなっていうところを確認したいと思います。

答（秘書人事） 就職口としては高浜市の会計年度任用職員だけではございません。様々な就職口がある中で、高浜市としては、こういった会計年度任用職員、パートタイムでございしますが、採用の募集をかけましてそこに応募された方がこちらのほうで希望が合えば採用しているという状況でございしますので、よろしく願いいたします。

問（13） 今の答弁でいくと、今までフルタイムの募集もしていないし、今後もフルタイムについては一切募集をしないということになるんでしょうか。

委員長 倉田委員に申し上げます。

議題の範囲でお願いいたします。質問を変えていただけますでしょうか。

か。

問（13） 先ほど言った今回の勤勉手当、期末手当が条例改正によって今回、両方、勤勉手当も支払うことができるということになるんですけど、そうなると、これ多分もう近隣市みんなそういう状況になるんですよ。そうなった場合に、やはり高浜市としても人材確保という面から、しっかり、今回、勤勉手当も高浜市としてはつけますよってというアピールをしつつ、やはり会計年度さんといえども優秀な方に多く来ていただきたいという思いから、そういう採用方法を、勤勉手当をつけると同時にそういうこともしていただきたいという思いから質問しましたが、お答えいただけないということですね。

答（市長） 全く言ってることは分からないんですけど、私どもはパートタイムにしてもフルタイムにしても国の制度にのっとってちゃんと制度をつくりますよってという話であって、それを採用するか採用しないかは雇用も需給でございまして、他市のほうからこの制度を同じように横並びになったら、高浜市がとれないかとれるかっていう話は別もんだと思いますので、制度をつくっていくということで審査をお願いしたいなというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 先ほどから言ってるように、官製ワーキングプアをなくしてほしいですし、やはり市としても優秀な会計年度さんに来ていただきたい

いという思いから、この育児休業の会計年度さんということで、今回、会計年度任用職員も育児休業を取れるということになって、これすごく非常に喜ばしいことなんですけど、過去にやはり残念ながらこういった制度がないことによって仕事を続けられなかったとかそういった方がどのような形で見えるのか、何人ぐらい見えるのか、何か把握してらっしゃる範囲で教えていただけたらと思います。

答（企画部）　今回は制度としてこのようにしていくということで議案を提案させていただいております。

過去にそういった例があるかどうかということは把握しておりません。
委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第15号　高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

委員長　質疑を行います。

問（12）　参考資料の35ページ、1の制定の背景について。これまで別々に定められたこの4つのサービス等の項目を1つに取りまとめとありますけれども、利用者にとって今まで受けていたサービスや支援の内容に何か変化はありますか。

答（介護障がい）　特段、変化はありません。

問（11）　今回の条例の制定の経緯を教えてください。

答（介護障がい）　本条例につきましては、介護保険法の規定に基づきまして、介護サービス事業の人員設備及び運営に関する基準や事業者の指定に関する基準を定めておるものでございますが、これまでは地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援そして介護

予防支援が1つずつ別々の条例で定められておりました。

このため、国の省令が改正されるたびに、複数の条例改正が必要となることから、今回、別々の条例で定められていた介護サービスを1つの条例に取りまとめることといたしましたものでございます。

加えまして、国が基準省令で定めた内容を市の条例で重ねて規定しておりましたので、本市が独自で規定するものを除き、全て省令によるものとしたものでございます。

問（11） 今の答弁でいきますと、原則、国が定める基準とするという答弁であったと思いますが、高浜独自の規定したものがあるのかなのか教えていただきたいと思います。

答（介護障がい） 第3条でございますが、独自の規定ということで介護サービス事業者に対して暴力団等の排除を義務づけておるものでございます。

問（13） 確認なんですけど、今回、4つの条例を1つにして新たについてということなので、新旧対照表もないのでよく分からないんですけど。今回の新たな条例にまとめたに当たって旧条例から省いたものってことは全くないということによかったのかってことを確認したいと思います。

あと、今回の条例に合わせて規則のほうも改正されるのかなと思うのでそのあたりも確認したいと思います。

答（介護障がい） 省いたものというのは、特段ございません。

それから、規則につきましても、今回、国の基準によるということになりますので、廃止を予定しております。

問（13） 規則に関しても、特に今までと運用とかについては変更になるものがないということによろしかったでしょうか。

答（介護障がい） そのように考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(2) 総括質疑において、上乘せサービスの廃止についての説明がありました。介護保険審議会ではどのような意見が出たのかお願いいたします。

答(介護障がい) 介護保険審議会でございますが、上乘せサービスにつきましては、上乘せサービスを設けた当初は重度化を防ぐために活用するという意味合いが強かったが現状が変わってしまっているとか、保険料への影響という点もあるが、横出しサービスを存続する意味があると思うが、上乘せサービスについては、ある意味役目を終えた。また、今後、保険料が安くなる要素がない中で保険料の軽減のための工夫は重要な課題だと思う。

高浜市があえて国以上のサービスをこのまま続けていくということは難しくなっているというのが現状ではないかと思う。

また、一部の方しか利用のない上乘せサービスの継続を一般の市民の方には御理解いただくのは難しいと思うなどといった御意見をいただいております。

問(2) 第8期における基準額、これ月額5,820円から第9期の基準額の月額が5,990円となっております。第8期から月額で170円の増となっておりますが、第9期の保険料の上昇を抑えるためにどのように鋭意努力されたのかお願いいたします。

答(介護障がい) 介護保険につきましては、サービスの利用実績が年々伸びておるものでございまして、計画では第9期においてもサービスごとにそれぞれの利用見込、給付費見込の伸びを見込んでおります。

また、国が年末に示した報酬改定では、物価高騰、処遇改善等への対

応分として1.59%の上昇率が示されております。

そもそも介護サービス事業所の報酬は第1号及び第2号被保険者の皆さんの保険料をはじめ、国県市等の負担で賄われておりますので、介護サービスの利用の伸びや報酬改定での介護報酬の増は、国等の負担だけでなく、保険料自体も影響を受ける仕組みとなっております。

第9期の見直しにおきましては、標準給付費が増額となることが見込まれております。これまで本市の保険料はいわゆる低所得層に当たる第1から第4階層に加え、第6から第7階層についても国の基準に比べ乗率を軽減し、1号被保険者の負担軽減をまいりました。第9期においても、引き続き、国の基準を下回る水準としておるものでございます。

あわせて、高所得層では、国の基準を上回る乗率とさせていただき、基準額の上昇を抑制することとしております。

また、第9期では、介護給付費支払準備基金の取崩しを第8期より1,000万円増やしまして1億3,000万円とすることにより基準額の上昇を抑制することとしております。

以上のように、非常に厳しい社会情勢の中ではありますが、第9期では基準額が大幅な増とならないような見直しとしておりますので、よろしく申し上げます。

問（13） 一定程度の役目を終えたことで、上乘せサービスを今回やめてしまうってことなんですけど、この一定程度の役割を終えたってというのがちょっとよく分からないので、そこの御説明をお願いしたいと思います。

答（介護障がい） 介護保険が始まった当初におきましては、介護サービスの提供の状況も各市なかなか全く整わないような状況の中でスタートしておりますが、そういった中で、介護保険スタート前に高浜市はいろいろなサービスを整えておりました、この整えてまいりましたサービスが引き続き継続できるようにということで、上乘せサービスを実施をしたというふうに理解をしております。

これが二十数年経った現在では、市内の介護サービス事業所もたくさん増えていただきました。近隣にもたくさんの方の事業所ができて、被保険

者の皆さんが介護サービスを利用するに当たっては、いろんな選択肢ができて、介護保険創設当時の状況とは随分と提供状況も利用状況も変わってきておるといような意味合いがございます。

そういった中で、上乘せサービスというものは、いろんなサービスが選べる、いろんな事業を利用できるという現状になったということで役割を終えたというふうに理解をしております。

問（13）　ちなみに上乘せサービスを現在利用している方って何名見えて、その金額は全体でどれぐらいになってるんでしょうか。

答（介護障がい）　上乘せサービスの利用者でございますが、ちょっと細かい数字がぱっと出てこないんですが、大体60名程度ということでございまして、令和4年度の給付費ベースでいきますと、700万円ぐらいという状況でございます。

問（13）　上昇率を抑えたと言われても、結局ほとんどの段階で今回、介護保険料が上がるんですよね。上乘せサービスもやめるけど介護保険料も上がってしまうということで、これ高浜市よく今まで17段階、17段階って言われてきたんですけど、段階はいいにしろ、結局、今回20段階になったということで、近隣の5市で結構ですので、この20段階の所得で対象者の部分で、近隣5市でいくと、この保険料は高浜市は順位でいくと各段階で何位になってるのか教えていただきたいんですけど。

答（介護障がい）　近隣5市も現在、議会でお諮りをしておる状況だと思えます。我々のほうに詳細な情報はありませんので、お答えできません。

問（13）　近隣も上程は出てるので、まだ決定はされてないんですけど、上程は出てるのでそこは把握されてると思うんですけど、把握してないってことでしょうか。

答（介護障がい）　議会が始まってから改めての情報収集はしておりません。

問（13）　8期で結構ですので、8期、どういう順位になってるか教えてください。

委員長　答弁できますでしょうか。

答（介護障がい） すいません。ちょっとすぐに資料が出てまいりませんので、お答えできません。

問（13） 後でもいいので、資料いただけたらと思います。

今回、来年度から新たにグループホームのほうが発立されて運用されるんですけど、その部分に関しましては、介護保険料にどのような影響があるのか、どう変わるのか教えてください。

委員長 倉田委員に申し上げます。

議題の範囲内をお願いいたします。

問（13） だから、どういうふうに影響があつてこの金額になつたのかつていうのを知りたいので、そこは全然議題の範囲外ではないのでお願いします。

答（介護障がい） 個別の施設一つ一つの給付費の伸びを1個1個、詳細に出しておるわけでございませぬので、個別の要素としてはお答えしかねます。

問（13） 今回、新たにできるからどういうふうに影響があるかなというのを知りたいわけなので、個別って言つてもそのことをお聞きしたいだけです。

もうすごく私これ不思議なんですけど、どう考えたらいいんですかね。大体、高浜市ってこの介護保険を利用して使う施設っていうのが全体的に私は少ないと思つてるんですけど、なのに介護保険料がやはり近隣市に比べて非常に一番高いのかなと私は感じてるんですけど、それをどのように捉えているのか、何が原因なのか。

上乘せサービスが今まであるからしょうがないかなつていうところもあったんですけど、今回、上乘せサービスも廃止するにもかかわらず、多分これ近隣市で一番高いんですけど、それをどのように。ちょっと説明いただきたいんですが。どうしてそういうふうになるのかお願いします。

答（介護障がい） 今、おっしゃられた市内のサービスに特化して利用されるわけではございませぬので、近隣市のサービスを使われる方もございますし、居住地特例で住所だけ置いて、ほかの市で使われるような利用者さんもありますので、そういった中で高浜市は当初から介護保険

のサービスが提供できるように事業のほう整備をしてきたということ。それから、いきいき広場で包括支援センターが中心になって、介護認定だとかサービスへの接続だとか、そういったところを丁寧にやってきたのが給付につながっている状況もあろうかと思っておりますので、そういうふうに理解をしております。

問（13） 他市との違いを何か具体的に教えていただきたいんですけど。今回、本当に私もショックを受けてるんですけど、この介護保険料に関しては。なのでどう違うのか教えていただけたらと思います。具体的に。委員長 答弁できますでしょうか。

答（介護障がい） いろんな要素があろうかと思えます。人口規模も違いますし、被保険者さんの人数も違います。介護の認定率も違いますし、もっと言いますと、保険料の段階に区分される所得の層ですね、各市要素が違うということがございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

挙手全員により原案可決

（2）議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進

に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時09分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長